

	<p>発行所 岡山県神社庁 教化委員会 広報部会 〒703-8272 岡山市中区奥市3-22 TEL 086-270-2122 FAX 086-270-2123 http://www.okayama-jincho.or.jp/</p>	<p>祝祭日には国旗 を掲げましょう</p>
--	--	----------------------------



新見市哲多町 八幡神社（郷社）

録主参	【事務局】	岡山県神社総代会	協議員会副議長	協議員会議長	協議員会議長	理事	副理事長	庁長	岡山県神社庁									
事	会	中島博	若林 曉	小森 彦	久山 信太郎	岡本 正英	堀本 祐士	藤原 光利	春名 嘉昭	西辻 俊明	根石 睦夫	粟井 睦人	福田 真典	上月 良平	林浩平	物部 明徳	太田 浩司	藤山 知之進

謹賀新年

皇紀二六八三年癸卯歲

新年のご挨拶



岡山県神社庁 庁長
藤山 知之進



令和五年、癸卯の歳の新春を迎え、まずもって御皇室の益々の弥栄と、県内各神社の御社頭のご隆昌、そして神職各位、氏子の皆様のご健勝、ご多幸を心よりお祈り申し上げます。

令和二年の二月頃から中国武漢に端を発した新型コロナウイルス感染症は、世界中を震撼させました。人の行き来がなくなり、町から人の姿が消え、商店や観光地はひっそりと静まりかえる日が続きました。収まりかけたかと思うとその変異株が現れ、感染者は再び増加する。その繰返しで、昨年夏以降もオミクロン株といわれる変異株が流行し、各地の秋祭りの神賑行事が縮小されたり中止されたりしました。丸三年間にわたる行事の中止は、今後の神社行事遂行に悪影響を及ぼすことが懸念されますが、今年こそは賑やかな秋

祭りが開催されるよう期待いたします。

そのような中で岡山県神社庁は昨年、神社関係者大会を六十回の記念大会として催すはずでした。毎年四月下旬に行われる大会は昨年の計画段階でコロナ第六波の渦中であることが予想され、協議の結果大会の中止が決断されました。また、大会は中止でも表彰だけは行うこと、来年（令和五年）の大会を六十回の記念大会として行うこと、併せて物故者慰霊祭も斎行することが決定されました。

この挨拶を書くに当たって「六十回」という節目の大会になるけれど、初回はいつでどのような大会だったのだろう」という興味がわいてきました。これを調べるのに手っ取り早いのは『庁報』をたどっていくことです。以前教化委員会にいたころ庁

報の収集を手がけたことがあり、そのときのファイルを取り出して見ました。昭和三十七〜八年のことだろうと繰ってみると、昭和三十四年十一月三十日発行の第二十八号の記事がありました。そこには「昭和三十四年度定例神社関係者大会を九月二十五日午前十時半より岡山市天満屋葦川会館に於て、神職・神社総代五百数十名出席、来賓として知事代理（林文書学事課長）、松本要の両氏参列し、左記の通り盛会に挙行了した。」とありました。当時の庁長は藤井孝氏ですが、庁長の「挨拶」の中に「初めて執り行う」等の文言はありません。むしろ大会名称に「定例」とあるので、それ以前にもあったのかと庁報を繰ってみても開催はどうもここが初めてのようでした。でもここを起点とすると令和四年は六十回を超えそうです。（これはえらいことです！）改めて庁報を丹念にめぐって関係者大会の記事をさがすことになりました。昨年発刊された最新の庁報は百三十三号、それまでの昭和三十年代から五十年代に十二号分の欠損があり完璧ではないのですが、第十六回大会が昭和五十四年の庁報五十号に前年の行事で回数と共に記

載され、そこから令和四年までを数えると丁度六十年でした。昭和三十四年を初回とすると昭和五十二年迄の十八年間に十五回の関係者大会が催されたこととなります。おそらく大会を催さなかった年が四回あったでしょう。（十五回以前は大会の記事はあっても回数が書かれておらず庁報の欠損もあって非開催年が特定できません。）

ともかく十六回以降は規則正しく回数を重ねており「六十回」記念大会は間違いないでしょう。物故者慰霊祭と講演会、式典を執り行う予定ですが、更なるサプライズを用意すべく、奔走しておりますのでご期待ください。

さて、もう一つ。皆様にご心配をおかけしております神社本庁人事についてです。昨年五月に行われた神社本庁評議員会で決まらなかった「総長」について、様々な憶測や噂を耳にするかと思えます。週刊誌などの一般報道、『神社新報』や『若木』などで知るようになるうと思えますが、概要を次のページでお知らせいたします。皆様には今少し静観していただきますようお願い申し上げます。

神社本庁総長決まらず 今、本庁で何が起っているのか？

現在、神社本庁（以下本庁）では総長が決まらない状況となっている。何故こんな事態が起っているのか。

それは平成二十七年に本庁が所有する百合丘職舎（川崎市）の売却問題に端を発する。この売買に於いて不審感を抱いた本庁の部長が役員二名に告発文を手交し、その内部事情を評議員が知ることとなった。本庁は二人の部長に対し職務違反があったとして、解雇及び降格処分としたため、二人の部長は本庁を相手取り地位確認の訴訟を起こし、本年四月最高裁判決で本庁の主張が棄却され全面敗訴となり、二人は元の職に戻された。

四年半に亘り裁判が長期化する中、評議員会では再三和解の提案が為されたが、本庁は聞き入れることもなく裁判を続けたため、神社界に混乱と分断をもたらすこととなった。

令和四年五月の評議員会に於いて、冒頭鷹司総理様が全会一致で推挙された。また新理事（予定者）も選任されたことを受け、同日開催された役員会に於いて、総理様は現在の状況を憂いて本庁を刷新すべく、神社

本庁役員その他の機関に関する規程第七条及び庁規第十二条の「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから総理が指名する。副総長は、総長の意見を聞いて、理事のうちから総理が指名する。」に基づき総長に旭川神社宮司（北海道）芦原高穂氏を、副総長に竈門神社宮司（福岡県）西高辻信良氏をそれぞれ指名した。しかし事務局が「議を経て」とは役員会の議決が必要との考えを主張したため総理様は「確認を行う」として、総長・副総長は決まらず閉会となった。

総理様は後日最高裁判所判事経験者を含む複数の弁護士から話を聞き、「議を経て」とは「審議を経て」であり過半数の議決は必要ないとの結論に至ったため、新総長指名書を作成し、本庁に手交した。しかし本庁事務局は決議がなかったとして指名書を無効扱いとし、手続きも取らなかつたため、芦原氏は代表役員登記の申請を行った。

この行為に対し、本庁は旭川地裁に「芦原氏が本庁の代表役員の地位にないこと」の地位保全仮処分申立

を行い、七月八日仮処分が認められた。そこで芦原氏は八月五日東京地裁に「代表役員の地位確認請求」訴訟を提起し、十二月に結審となる予定である。

十月十三日本庁評議員会が開催され、総理様は冒頭の挨拶の中で、改めて総長に芦原高穂氏を指名するとし、理解を求めた。

以上が現在までの経緯である。総理様は神社本庁の代表であり、総長は総理様の命を受けて庁務を総管する立場であり、役員会は総理様が招集することになっている。

また、宗教法入法では代表役員は役員会の互選となっているが、庁規も神社規則も別段の定めを設けており、庁規では「役員会の議を経て総理が指名する」、神社規則では「宮司を以て充てる」としている。昭和二十七年制定の庁規の条項の解釈を巡っての騒動に、今更という思いと、庁規の解釈を司法による判断に頼らざるを得ない現状を鑑みたとき、神社界の良き伝統や風習が瓦解する恐れがある。

庁規の解釈は司法ではなく、最高議決機関である評議員会に於いて決すべき問題であろうが、現在の役員は評議員会に諮らうとはしない。

評議員会で満場一致で推挙された総理様が、本庁の将来に強い危機感を持ち、現在の庁務のあり方を見直し、「透明性」と「公平性」が確保された正常な庁務運営に立ち返ることを期待して、芦原氏を総長に指名したことは重い決断であったと思われる。その総理様の思いを体得して総理様を支えるのが役員の務めである筈である。

役員会では田中氏を新総長として推す理事の方が多いようであるが、多数決の論理で総理様が自ら作成した総長指名書を無効とした。また多数決により決め、強引に指名いただくことは総理様が危惧する透明性や公平性の担保にはならない。

神社に於いては各種の承認申請書を本庁に提出する際には責任役員全員の賛成を求められるが、神社を包括し指導する立場の本庁に於いて多数決で事案が執り進められることは整合性に欠けていると言わざるを得ない。

本庁広報紙の『若木』や『神社新報』等でこの問題が報じられているが、神社界全体で推挙した総理様を中心にもう一度神社界が一丸となり、明き浄き誠の心を持った神社本庁となることを願うばかりである。

令和四年 定例協議員会 報告

令和四年十一月十一日(金)
午後一時三十分
於 岡山県神社庁講堂

議事

○議案第一号 令和三年度岡山県神社庁

一般会計歳入歳出決算

○議案第二号 令和三年度岡山県神社庁

別途会計収支決算

○議案第三号 令和三年度岡山県神社庁

事業会計決算

○議案第四号 岡山県神社庁財産目録

補足

・議案第一号から第四号まで、原案の通り承認された。

・庁舎二階神殿とロビーのエアコン入れ替え工事を行うことが承認された。

(その他)

・県神道青年協議会から神宮写真展の告知。

(質疑応答)

・祭祀研究費も部会ごとに分けた方が良いのではないか。

↓今後検討する。

・庁舎の金額はいつのものか。

↓宗教法人のため減価償却は行わないので、建築当

時の金額。

・エアコンの減価償却を考えて積立をした方が良いのではないか。

↓今後検討する。

・本庁幣について。

↓本庁から入ってくる金額は本務社と

兼務社で異なる。

神社庁からは規程

に則り各神社へ支

出している。

・事業会計の元入れ金

について。

↓事業会計が立ち上がる以前から需品

会計として持っ

いた資産である。

・監査報告書の中で、

監査を行った日が令

和三年八月十九日と

あるのは、令和四年

八月十九日の誤りではないか。

↓令和四年八月十九

日に訂正。



令和3年度 岡山県神社庁

一般会計歳入歳出決算書

(令和3年7月1日~令和4年6月30日)

歳入総額	141,898,173円
歳出総額	112,706,133円
差引残高	29,192,040円

歳入の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 神 饌 及 幣 帛 料	750,000	784,200	△ 34,200
1 本 庁 幣	600,000	596,200	3,800
2 神 饌 及 初 穂 料	150,000	188,000	△ 38,000
II 財 産 収 入	2,000	501	1,499
III 負 担 金	33,228,000	33,245,860	△ 17,860
1 社 会 負 担 金	23,259,600	23,265,990	△ 6,390
2 社 員 負 担 金	8,307,000	8,316,870	△ 9,870
3 支 部 負 担 金	1,661,400	1,663,000	△ 1,600
IV 交 付 金	73,800,000	73,804,000	△ 4,000
1 本 庁 交 付 金	1,500,000	1,606,000	△ 106,000
2 神宮神徳宣揚費交付金	71,900,000	71,900,000	0
3 本 庁 補 助 金	400,000	298,000	102,000
V 寄 付 金	10,000	1,038,000	△ 1,028,000
VI 諸 収 入	5,155,000	5,343,865	△ 188,865
1 表 彰 金	50,000	62,500	△ 12,500
2 預 金 利 子	5,000	706	4,294
3 申 請 料 ・ 任 命 料	2,000,000	2,251,000	△ 251,000
4 会 費	2,800,000	2,889,000	△ 89,000
5 雑 収 入	300,000	140,659	159,341
VII 繰 入 金	1,300,000	1,270,000	30,000
当 期 歳 入 合 計	114,245,000	115,486,426	△ 1,241,426
前 期 繰 越 金	20,102,618	26,411,747	△ 6,309,129
歳 入 合 計	134,347,618	141,898,173	△ 7,550,555

歳出の部

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
I 幣 帛 料	2,190,000	2,098,500	91,500
1 本 庁 幣	2,090,000	2,088,500	1,500
2 社 会 幣	100,000	10,000	90,000
II 神 事 費	400,000	329,880	70,120
III 事 務 局 費	32,591,000	27,243,333	5,347,667
1 表 彰 並 び に 儀 礼 費	1,500,000	984,929	515,071
(1) 各 種 表 彰 費	500,000	387,640	112,360
(2) 慶 弔 費	1,000,000	597,289	402,711
2 会 議 費	200,000	278,231	△ 78,231
3 役 員 関 係 費	1,400,000	1,400,000	0
(1) 役 員 報 酬	1,280,000	1,280,000	0
(2) 地 区 会 議 関 係 費	120,000	120,000	0
4 給 料 及 び 福 利 厚 生 費	18,191,000	17,088,428	1,102,572
(1) 給 料	9,306,000	8,893,800	412,200
(2) 諸 手 当	6,165,000	5,779,331	385,669
(3) 各 種 保 険 料	2,600,000	2,396,959	203,041
(4) 職 員 厚 生 費	120,000	18,338	101,662
5 庁 費	6,250,000	5,352,196	897,804
(1) 備 品 費	850,000	838,640	11,360
(2) 図 書 印 刷 費	750,000	262,442	487,558
(3) 消 耗 品 費	1,400,000	1,190,327	209,673
(4) 水 道 光 熱 費	1,250,000	1,324,625	△ 74,625
(5) 通 信 運 搬 費	1,000,000	1,095,431	△ 95,431
(6) 雑 費	1,000,000	640,731	359,269
6 交 際 費	1,100,000	442,453	657,547
7 旅 費	2,800,000	900,738	1,899,262
8 維 持 管 理 費	950,000	631,358	318,642
9 法 務 対 策 費	200,000	165,000	35,000

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
IV 指 導 奨 励 費	12,352,000	9,656,717	2,695,283
1 教 化 事 業 費	3,641,000	2,784,024	856,976
(1) 教 化 費	630,000	241,650	388,350
(2) 広 報 費	960,000	984,542	△ 24,542
(3) 事 業 費	716,000	224,759	491,241
(4) 神 宮 奉 賛 費	1,035,000	915,063	119,937
(5) 育 成 費	300,000	418,010	△ 118,010
2 社 会 研 究 費	4,800,000	4,310,529	489,471
(1) 研 究 費	2,000,000	1,766,218	233,782
(2) 講 習 会 費	2,800,000	2,544,311	255,689
3 祭 祀 研 究 費	1,420,000	539,964	880,036
4 各 種 補 助 金	2,491,000	2,022,200	468,800
(1) 神 政 連 関 係 費	135,000	135,000	0
(2) 神 青 協 補 助 金	450,000	450,000	0
(3) 氏 青 協 補 助 金	90,000	90,000	0
(4) 県 教 神 協 補 助 金	90,000	90,000	0
(5) 女 子 神 職 会 補 助 金	162,000	162,000	0
(6) 県 敬 婦 連 補 助 金	117,000	117,000	0
(7) 神 楽 部 補 助 金	90,000	90,000	0
(8) 作 州 神 楽 補 助 金	27,000	27,000	0
(9) 支 部 長 懇 話 会 補 助 金	150,000	200,000	△ 50,000
(10) 神 宮 大 祭 派 遣 補 助 金	30,000	0	30,000
(11) 教 誨 師 関 係 費	350,000	111,200	238,800
(12) 団 体 参 拜 補 助 金	200,000	0	200,000
(13) 過 疎 地 域 神 社 活 性 化 助 成 金	500,000	450,000	50,000
(14) 地 区 大 会 等 援 助 金	100,000	100,000	0
V 各 種 積 立 金	7,030,000	7,030,000	0
1 職 員 退 職 給 与 積 立 金	1,370,000	1,370,000	0
2 正 副 庁 長 退 任 慰 労 金 積 立 金	160,000	160,000	0
3 庁 舎 管 理 資 金 積 立 金	2,500,000	2,500,000	0
4 次 期 式 年 遷 宮 準 備 金	2,000,000	2,000,000	0
5 災 害 見 舞 積 立 金	500,000	500,000	0
6 関 係 者 大 会 積 立 金	500,000	500,000	0
VI 社 社 関 係 者 大 会 費	600,000	0	600,000
VII 負 担 金	24,135,440	21,846,529	2,288,911
1 本 庁 災 害 慰 謝 負 担 金	212,520	212,520	0
2 本 庁 負 担 金	4,462,920	4,250,400	212,520
3 本 庁 特 別 納 付 金	14,700,000	14,659,724	40,276
4 支 部 負 担 金 奨 励 費	2,960,000	2,659,580	300,420
5 負 担 金 特 別 対 策 費	1,800,000	64,305	1,735,695
VIII 渉 外 費	620,000	396,460	223,540
1 友 好 団 体 関 係 費	370,000	261,100	108,900
2 時 局 対 策 費	100,000	44,000	56,000
3 同 和 対 策 費	150,000	91,360	58,640
IX 神 宮 神 徳 宣 揚 費 交 付 金	39,000,000	37,530,000	1,470,000
X 大 麻 頒 布 事 業 関 係 費	6,500,000	6,574,714	△ 74,714
1 頒 布 事 務 費	530,000	546,682	△ 16,682
2 頒 布 事 業 奨 励 費	5,970,000	6,028,032	△ 58,032
XI 予 備 費	8,929,178	0	8,929,178
当 期 歳 出 合 計	(134,347,618)	112,706,133	21,641,485
次 期 繰 越 金	0	29,192,040	△ 29,192,040
歳 出 合 計	134,347,618	141,898,173	△ 7,550,555

注1 差異は、決算額が予算額に比し、超過した場合△で表示する。

神社庁担当理事の抱負

渉外担当理事

林 浩平

令和四年三月十一日の協議員会にて、備前・備中・美作から選出された選考委員会から、三期目の理事に推薦され承認となりました。

最初の二期六年は研修企画室長を務めさせていただき、権正階・直階検定講習会、初任神職研修会、教養研修会等、少しでも神職の皆様のお役に立てるように研修会を開催してきました。

今期からは渉外担当理事に任命されました。渉外担当は、「神道政治連盟・世界連邦岡山県宗教者の会・日本会議」等の岡山県神社庁関連組織、また、神社庁主催「春の旅行・伊勢神宮新穀感謝祭」の旅行計画を検討する担当、必要に応じて研修会や講演会なども企画します。最初のうちは慣れないことに戸惑いもありますが、其々の会に関係している方々のお力添えをいただきながら、

精一杯努めてまいりたいと思います。

さて、時々一部の人から言われて感じる場合があります。「役員は偉い人」のイメージがあるようですが、決して偉い人ではなく、私は神社界がより良くなるために力を尽くすのが役員の務めだと思っています。

神社本庁に属する県内神職の中には、神社本庁・岡山県神社庁がどのような組織で、どのような事業や活動をしているのかを、全く知らない人もいると伺ったことがあります。それでは、視野が狭くなり神職としての志に欠けると思います。近隣の神職さんから情報を得たり、支部の会議に出席したり、研修会に参加していただき、前向きに励む心掛けが大切だと思います。

神社界でも、過疎化問題、少子高齢化問題、氏子減少問題、神職後継者問題等、これから先も検討していかなければならない課題が沢山あります。皆様と共に知恵を出し合い、

神社界を守っていくために、一人でも多くの方々のご理解とご協力をお願い申し上げます。

総務担当理事

上月 良典

理事を拝命して二期目、渉外担当から総務委員会をお預かりすることになりました。

元より浅学非才な私には重責と存じますが、委員の力を十分に發揮していただきながらこの任務を努めてまいります。

さて、令和四年度の改選により、藤山庁長、太田・物部両副庁長の指揮のもと岡山県神社庁の舵取りをしていくことになりました。

ここで、私たちの団体を考えますと、構成員の高齢化、世代間の認識の多様化があります。また、庁務の煩雑さ、数少ない職員でいかに庁務を回していくか、等々課題があります。

年度初め、藤山庁長から総務委員会に付託された課題は主に二つです。一 役員の任期について定年という

制限を付けるか否か。

二 DX、トランスフォーマーショー（IT技術を使って効率化を図り、新たな可能性を広げる）を神社庁に導入する。

という命題を託されました。

いわゆる定年は我々の職業にはそぐわないと思われませんが、実技が伴う祭式講師は年齢と共に四肢が不自由になり、美しい祭式が困難になるため、定年を決めて実施しています。三役、理事他の役員についてはいかにあるべきか、課題です。

DX、私たち昭和三十年代生まれにはパソコンは特別なものですが、平成生まれには当然あるツール。令和生まれの孫たちは、生まれたときからパソコン・スマホはおもちゃ代わりです。

子供の頃アニメで見たテレビ電話も現実のものとなって、私も孫と会話をしています。そういえばリモート会議も増えました。

こうしたITを使って庁務を見直してまいりましょう。ITといえども一つの道具、いかように使っていくか楽しみではありませんか。

小さな事から少しずつ付託に向かい合っていく所存です。

研修担当理事

福田 真人

今年度から研修担当となり、研修所長である藤山庁長の方針（研修を重視する）を第一に、県内神職のために微力ながら力を尽くしてまいりたいと考えております。

まず、祭式については、参加しやすく、且つ細やかな指導を受けられるべく、県内各地にて、少人数制の研修会を実施したところであります。

さらに、岡山県神社庁の研修所講師を対象としての研修会も行い、より良い研修を行うべく学ぶ機会を作ってまいります。

一般教養については、神社界を取り巻く諸問題について、必要と思われるものを開催してまいりたいと考えております。

次に記す内容については検討中であり、実施されるかどうかは今後の会議次第ではありますが、研修担当理事個人の意見として記します。

現在の神社界の大きな問題としては、過疎化が挙げられて久しいです。実際過疎化を食い止める策は神社庁の問題とは言えません。氏子は減少

したが、崇敬者、参拝者を増やすべく努力することができないか。そこに注視すると可能性を感じます。

現在はネット社会で、ありとあらゆる情報がP.C、スマホで検索され、そこで興味を惹かれると、一度参拝してみようとなるようです。そのきっかけは、荘厳な御社、神秘的な風景、由緒あるとか珍しい境内物、評判の授与品、御朱印など様々です。

神社新報の「記者のことは」に「広報の工夫次第で人の流れは変はる。：『伝統と改革』は神社にとって永遠の課題：本来の神社の姿を再考しつつ、将来を見据え、積極的に新たな対応を目指す時期なのかもしれない。」とありました。

時代の流れにあわせて進化していくことも神社界の重要な使命であり、伝統に重きを置きながら神社自体の魅力は今一度見直し、神社の興隆のために何ができるか、考えていくことも重要だと思われれます。

神職個々の資質向上、県内各神社のため、神社界のため、役に立つ研修を企画してまいろうと考えております。

財務担当理事

栗井 睦夫

令和四年三月開催の、臨時協議員会に於いて理事に選任され同日財務委員長を拝命、四月一日付で就任しました。

代々の社家ですが、田舎の神社なので生計のため、建設コンサルタント会社に勤務して二足の草鞋の神明奉仕です。余談ですが、現在も地元コンサルタントで週三日技術指導を行っております。

その様な関係で、平成十三年八月から始まった現庁舎建設に当たっては、当初の位置選定から関わらせていただきました。建設に入ると建築部長であった福田理事の御尊父福田隆先生を建築部副部長の立場でお支えし、共に苦勞しました。

その様な関係からか、平成十八年八月、財務委員の拝命以来一貫して務めさせていただいておりますが、財務に精通しているわけではありません。果たして、職責が全うできるかどうか分かりませんが精一杯務めさせていただきます。

さて、当庁が抱えている問題としては、県南都市部への人口流出が止

まらず県北部の過疎化が激しく進んでいることが挙げられます。

特に、私の周辺に於いては、このまま推移すれば、数十年先には半減、或いは消滅してしまいそうな限界集落も存在します。神社の強力な支持基盤であったこれら農村地帯の疲弊は神宮大麻・負担金などの面で当庁の運営すら困難とするため、抜本的な見直しが必要となることも考えられます。

しかも現庁舎は今、築後二十年を迎え外装塗装費・空調設備等の老朽化が進み、維持管理費も次第に嵩んでおります。第六十三回神宮式年遷宮の浄財負担も目前に迫っております。また三十年ほど先には現庁舎の建て替えも視野に入れなければなりません。

こうした状況の中での財政運営については、少しでも節約して出づるを制し将来への予備費を繰越していくことが肝要と考えています。今後財務担当の立場から嫌われ役として、苦言を呈することも有ろうかと思えます。

賢明なる諸兄のご理解を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

教化担当理事

根石 俊明

神道教化とは、各神社にお祀りされている御祭神の御神徳を広く人々に知らしめること。しかしながらその手段は様々である。時場所を問わず決まった形はなく、宮司・神職としての神観や経験が教化には欠かせない要件となります。

通常、神職の資格を取得した後は神社に奉職し、初任神職研修を始め各種の研修を受けながら神職としての研鑽を深めていきます。しかしながら、兼職の方々に於かれては、なかなかその機会を得ることもままならないのが現状であります。そのような場合でも、ご自身が奉仕する神社での神明奉仕を通じて、一般の方々では感じ得ない体験をされることでしよう。

我々神職は、常に神と共にある存在。昨今では様々な手法での神道教化が見受けられますが、小手先の教化では人々の心には届かないものです。世の中の情勢を見極めて時代に即応し、新しいものも取り入れる気概、一方で連綿と受け継がれてきた八百万の神々の国「日本」の伝統文

化を継承するため、決して時代や風潮に流されてはならないところを見極める「目」が必要です。その「目」を醸成するためには、神と向き合うことに尽きます。

そして、神道教化に欠かせないもう一つの要素は、人との「絆」。一人でも多くの方々と関わりを持つことが重要です。そのためには、神職としての自負を持ちつつ、人との垣根を取り払うことが必要です。私の知る某神社の宮司様も大規模な旧官社であるにも関わらず、暇さえあれば社頭に顔を出されて、お参りの方々とごつくばらんに親しくお話をされておられます。そして、そういう宮司のおられる神社は元気で明るく活気があります。

岡山県神社庁教化委員会は、「神宮奉賛部会」「広報部会」「育成部会」「事業部会」の四部会で構成されています。委員に選ばれた方々には、今申し述べたことを胸に、それぞれの部会目標に向かいつつ、自由闊達な事業を展開していただくことを念願いたします。

祭祀担当理事

西辻 嘉昭

去る三月十一日開催の臨時協議員会において理事に選任され、四月一日付で祭祀委員長に就任いたしました。

平成二十一年に祭儀部会に加えていただいていたから、気付けば祭祀委員会の在籍が最長となりました。祭作法・有職を学べば学ぶ程、蘊奥に達することは到底夢のまた夢であり、ようやく神社庁の恒例祭典へのご奉仕が、自分の中でしつくりと来始めた今日この頃でございます。

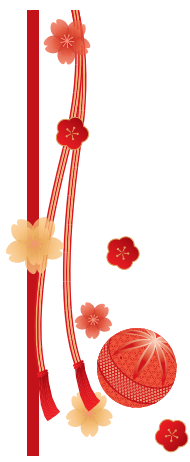
ご存じの通り、祭祀委員会には只今四つの部会があり、それぞれ活発に活動しておりますが、祭祀の厳修を体現するため、日頃から各役員が研鑽を積むだけでなく、神社庁が開催する各種研修会の講師として受講者への指導、あるいは県内の特殊神事について取材・考究を行っては発表を担う任務もございます。すなわち祭祀に関する「内部教化」という重要使命の完遂が各部員の共通目標であり、常に緊張感を持って部会に臨んでおります。

更に各部会において、いずれは正

式な部員に、延いては講師になっていただきたいような有望な若手神職の自発的な参加を多々お見受けするのは、熱心な部長・部員の感化により、共に研鑽・考究に励める「学びの場」が形成されている証しとも存じ、大変心強く、幸いに存じます。

現在、祭祀委員会がこのように情熱を持って、なおかつ和気藹々と運営出来ているのは、岡山県神社界の皆さまからの深いご理解と共に先輩諸賢のご指導の賜物と感謝申し上げます。まずはこの雰囲気や絶やさぬように、各部会活動が恒常的に円滑円満なものとなるべく精一杯精進してまいります。

また「研修を重視する」という藤山庁長の所信を体し、自らも積極的に楽しく学びつつ、受講者にとってより判り易い「学びの場」の形成に資するため、各部会の中で様々な可能性を探って行きたいと存じます。もとより浅学非才の身ではございますが、今後共にご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



中国地区神社庁教化会議報告

当番県 岡山県神社庁 教化委員会 委員長 根石俊明

令和四年九月八・九日、岡山県神社庁に於いて中国地区各県から十二名の教化担当者を迎え、中国地区神社庁教化会議が開催された。

初日は、各県の事業報告に続き、今回議題として取り上げたオンライン参拝・祈祷や電子マネー、小銭有料化などについて忌憚なき意見が出る中、結論は出ないものの今後は神道教学の観点からタブー視することなく研究をしていく必要があるということまで一致した。

二日目は、岡山縣護國神社正式参拝、記念館拝観後に、地区教化講師である広島県速谷神社宮司櫻井建弥氏、島根県立虫神社宮司錦田剛志氏をお迎えして「教化実践に関する講義」を賜った。両氏

ともにメディアを活用しての教化に精通しておられ、櫻井講師は、昨今の過疎化や主要都市への人口集中、少子高齢化社会の状況をデータとして示され、われわれ神職も漫然と教化をするのではなく、社会情勢をしっかりと踏まえた上で教化が大切であることや神社祭典などをメディアの記事として取り上げてもらい、お金を掛けずに広報することの意義を力説された。

また、錦田講師は地元ケーブルテレビと提携し、神話や神社のイロハを紹介する連続番組を作成し全国のケーブルテレビ局に無償で配布されたことや、地元地方紙で神社について理解を深めていただくための連載記事に取り組んでおられることが紹介された。



錦田剛志氏
(地元ケーブルテレビ局出演時の映像)



櫻井建弥氏
(地元テレビ局出演時の映像)



神宮大麻暦頒布始奉告祭と 推進会議開催

教化委員会 神宮奉賛部会 本郷 統章

令和四年度神宮大麻暦頒布始奉告祭が、九月二十一日に岡山県神社庁

神殿に於いて、太田浩司副庁長を齋主に齋行された。今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参列者の規模を縮小しての開催となった。今年度は明治五年から神宮大麻が全国の家庭に頒布されるようになって百五十周年の年にあたる。祭典終了後、藤山知之進庁長から各支部長に神宮大麻と神社本庁幣帛料が授けられた。

引き続き、表彰式が行われ、令和四年度神宮大宮司表彰・令和三年度岡山県神社庁神宮大麻表彰が授与された。(別表参照)

その後、神宮大麻頒布推進会議が行われ、神宮大宮司(代理石垣仁久禰宜)、神社本庁統理(代理湯澤豊本宗奉賛部長)の祝辞が披露され、根石俊明教化委員長が議長となり議事が進められた。神宮大麻の都市頒布向上施策につ

いて、また本年度の大麻頒布推進事業計画の説明がなされた。

神宮大麻の頒布状況の課題については、都市部・新興住宅地への頒布の問題などがあげられた。明確な氏子地域では、各戸・各家庭への神宮大麻頒布が定着している所も多く、町会や自治会の会計で取りまとめている所もあった。しかし都市部・新興住宅地では町会や自治会に入らないなど地域コミュニティから距離を取りたがる人が多く、氏子として把握できていない現状もあるようだ。また氏神社が判らない人も都市部に限らず新興住宅地には多いという報告があつた。

そのような地域や若い世代への啓発活動として本年度は次のような事業を計画している。

① 神棚無料配布QRコード入りポスターの作成を行う。社頭に掲示し、神棚のない方に簡易神棚を贈呈、頒布の推進を図る。本

年度は六〇〇宇の贈呈を予定している。また神棚と一緒に県神社庁ホームページの「神社検索」の仕方を記入した用紙を同封することに

より、ホームページの閲覧推進と氏神社の把握に繋がることを期待している。

② 「YouTube(ユーチューブ)広

告の配信を行う。十代から四十代の世代は、テレビ・ラジオ・新聞といったメディアからインターネットメディアの視聴へ移行が進んでいる。特に視聴数の多いYouTubeでの広告配信を行い、「おうちで伊勢参り」のコンセプトで神社への関心が高い人に



神宮大麻の頒布が進むことを期待する。

③ 県神道青年協議会への助成。県神道青年協議会が神宮大麻頒布百五十周年に併せて「神宮写真展」を開催する事業に、神宮奉賛部会として神棚・むすひ等の

トピックス

神話絵本『あまのいわと』の読み聞かせ



県神道青年協議会(日幡博行会長)が令和四年八月二十四日、岡山県護



国神社(河野薫宮司)にて「子供神社体験」を開催した。子供たちに神社で遊んで神社を知ってもらうことを目的として企画された。その中で、教化委員会育成部会製作の神話絵本『あまのいわと』を使い読み聞かせが行われた。今後も子供たちに神話や神社へ興味を持ち理解を深めてもらえるよう、皆様にも様々な場面で神話絵本(岡山県内の図書館で貸し出し可能)を活用していただきたい。また、次の神話絵本も製作中である。

祭式研修会

祭祀委員会と研修企画室が今年度の祭式研修会を県内四会場(神社庁・木山神社・羽黒神社・徳守神社)に



分けて実施した。今までとは違い、講師が向うく出前形式を取り、また細やかな指導を目的として少人数から参加しやすくなるよう企画された。

羽黒神社会場

しめ縄体験講座

教化委員会事業部会が令和四年十一月二十七日、北ふれあいセンター（岡山市北区谷万成）にて「しめ縄体験講座」を開催した。講師には、しめ縄アーティストの山川有美子氏をお迎えし、一般の方にしめ縄の意味や作り方を学んでいただくことを目的として企画された。参加者からは、「しめ縄について多くの知識を得ることができた。」「ありがたく大切なことなので毎年開催して欲しい。」などの感想が聞かれた。



第六十八回
伊勢神宮新穀感謝祭

毎年恒例の伊勢神宮新穀感謝祭は、新型コロナウイルス感染症が収束しないことから昨年同様の対応を取り、令和四年十一月二十九日に伊勢神宮崇敬会岡山県本部・岡山県神社庁役員が代表し、また希望する岡山県内神社参宮団も共に参列した。



「お詫びと訂正」

庁報第一三二号（令和四年度一月一日発行）に掲載しております「伊勢神宮新穀感謝祭」の記事中、左記につきましてには内容の誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

記

十一頁

「伊勢神宮崇敬会岡山県本部の役員のみが代表で参列した。」は、正しくは

「伊勢神宮崇敬会岡山県本部の役員と希望する岡山県内神社参宮団が参列した。」です。

小林やすひこの 神社法律相談



岡山県神社庁
顧問弁護士
小林裕彦

近年、県内神社も法律上のトラブルに巻き込まれ、弁護士に相談するケースが出てきていることから、小林裕彦弁護士に岡山県神社庁の顧問弁護士をお願いしています。

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号 弓之町シティセンタービル6階
TEL.086-225-0091 FAX.086-225-0092

神社と登記

― 手続を忘れないように要注意 ―

(相談)

神社の登記はどのようなもので、どのような場合に登記に関する手続を行う必要があるのでしょうか。また、登記に関する手続を行わないとどうなるでしょうか。

(回答)

一、宗教法人の法人登記はどのようなもの？

宗教法人である神社には、法人登記が存在します。

宗教法人の法人登記は、法人の存在、組織、財産関係の状況等を広く社会に公示することを目的とする制度です。このような登記が必要であるのは、神社が法律上の行為を行うに当たり、誰が神社を代表するか、神社の財産状態はどうかになっているか等の事項を、第三者や法人の構成員その他の利害関係人に対して明らかにする必要があるからです。

宗教法人の法人登記には、名称、事務所の所在場所、代表権を有する者の氏名、基本財産がある場合におけるその総額等に係る事項を登記することになります。

二、どのようなときに手続をする必要がある？

宗教法人の登記事項に変更が生じたときには、変更に係る手続を行う必要があります。例えば、代表役員が交代したときには、新しい代表役員について変更の登記を行う必要があります。

登記している事項に変更が生じたときは、宗教法人法上、その変更の事実が発生した日から二週間以内に変更の登記を行う必要があります。

変更の登記の手続を怠った場合には、神社の代表役員等が10万円以下の過料に処せられる可能性がありますので、注意が必要です。

三、法人登記以外の登記

神社に関する登記としては、法人登記以外にも不動産登記があります。例えば、神社が不動産を購入した場合には、所有権移転登記手続等の手続を行うことになります。神社が不動産を購入しても、その旨の登記をしない間に売主から第三者に不動産が二重に売買され、当該第三者が取得に係る登記の手続を完了した場合には、当該第三者に所有権を主張することができなくなるリスクがありますので、注意が必要です。

また、宗教法人に特有の登記として、礼拝の用に供する建物（神社の場合には、本殿、拝殿等になります。）及びその敷地である旨の登記があります。このような登記をすることで、宗教法人法上、抵当権の実行等の場合以外は差押禁止の保護を受けるこ

とができ、信仰生活の保護に資することができまので、検討してみたいかがでしょうか。

四、神社の運営に当たっては登記にも注意すること

宗教法人である神社は、登記に関する様々な事項に留意する必要があります。登記に関する手続が適切に行われていないと、過料に処せられる、不動産の所有権を主張できない等のリスクが生じてしまい、神社の運営に支障が生じてしまいます。登記に関して疑問がある場合には、弁護士等の専門家に御相談されることをお勧めします。

閉庁のお知らせ

令和4年12月29日～
令和5年1月4日（年末年始）

神職任免

▼就任発令の部▲

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
4・7・1	久米郡美咲町百々	大宮神社	権禰宜	近藤 瑞枝
4・7・19	勝田郡勝央町河原	諏訪神社	宮司	出雲井公也
4・8・1	笠岡市笠岡	笠神社	宮司	武本 和夫
4・8・19	総社市八代	神社	権禰宜	白神 宗男
4・8・19	美作市安蘇	杉神社	禰宜	井上 肯紀
4・8・20	久米郡久米南町上弓削	厨神社	宮司	本郷 統章
4・8・20	久米郡久米南町上二ヶ	龍川神社	宮司	本郷 弘之
4・8・30	岡山市北区大井	大井神社	宮司	矢野 具子
4・9・1	倉敷市本町	阿智神社	権禰宜	横山 亮
4・11・1	倉敷市茶屋町	稲荷神社	宮司	三谷 真之
4・11・1	高梁市落合町近似	稲荷神社	権禰宜	内田 智之
4・11・17	玉野市胸上	八幡宮	権禰宜	高畠 伶奈

▼退任発令の部▲

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名
4・7・18	勝田郡勝央町河原	諏訪神社	禰宜	出雲井公也
4・7・31	笠岡市笠岡	笠神社	宮司	渡邊倭佐子
4・7・31	笠岡市笠岡	笠神社	権禰宜	渡邊 昭康
4・7・31	笠岡市笠岡	笠神社	権禰宜	武本 和夫
4・8・19	久米郡久米南町上弓削	厨神社	宮司	本郷 弘之
4・8・19	久米郡久米南町上弓削	厨神社	権禰宜	本郷 統章
4・8・29	岡山市北区大井	大井神社	権禰宜	矢野 具子
4・10・31	倉敷市本町	阿智神社	権禰宜	三谷 真之

神職帰幽

年月日	鎮座地	神社名	本務職	氏名	現身分	享年
4・9・13	加賀郡吉備中央町和田	素盞鳴神社	宮司	土居 義範	二級	80
4・9・29	真庭市久世	久世神社	宮司	須田 誠	二級上	91

